

ロシアを原産地とする非工業用ダイヤモンドの輸入の禁止措置に伴う税関の対応について

令和 6 年 4 月 10 日財関第 355 号

ウクライナをめぐる現下の情勢に鑑み、この問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿い、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）により、ロシアからの非工業用ダイヤモンドの輸入に係る禁止措置を実施することが決定され、3 月 1 日に「ロシア連邦関係者に対する資産凍結等の措置等について」が閣議了解されたところである。

これを受けて、ロシアを原産地とする非工業用ダイヤモンドの輸入の禁止措置を実施するため、輸入公表の一部を改正する経済産業省告示等が 5 月 10 日から施行される。

税関においては、経済産業省貿易経済協力局長からの通知（別紙）を踏まえ、関係省庁との連携を密にし、本輸入の禁止措置の実効性の確保に努めるため、下記により実施されたい。

#### 記

1. 税関における審査に際しては、経済産業大臣の確認書等の通関関係書類により経済産業大臣の輸入の承認の要否を確認すること。
2. 上記により適正な通関の徹底を図るほか、輸入事後調査を的確に実施し、違法行為が発見された場合には厳正に対処すること。また、関係省庁や関係機関との緊密な情報交換及び連携並びに通関業者、倉庫業者等の関係業者などからの情報収集について、一層の充実を図ること。

別紙

令和6年4月10日20240404貿局第2号

財務省関税局長 殿

経済産業省貿易経済協力局長

ロシアを原産地とするダイヤモンドの輸入禁止措置について

上記の件について、令和6年3月1日付け閣議了解に基づき、別紙のとおり告示されることになるため、税関においても本改正の趣旨を踏まえ当省と連携の上、御対応方よろしくお願いいたします。

○経済産業省告示第八十号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正する。

令和六年四月十日

経済産業大臣臨時代理

国务大臣 新藤 義孝

次の表により、改正後欄に二重下線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正案		現行	
<p>二 輸入貿易管理令（以下「令」という。）第四条第一項第二号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認を除く。以下「二号承認」という。）を受けるべき場合は、次の表の第一に掲げる貨物及び同表の第二に掲げる貨物を輸入するときとする。</p>			
<p>第1 次の表の左欄に掲げる地域を原産地又は船積地域とする同表の右欄に掲げる貨物</p>		<p>第1 次の表の左欄に掲げる地域を原産地又は船積地域とする同表の右欄に掲げる貨物</p>	
貨物		貨物	
地域	項目 番号	関税率表 の番号等	貨物名
[略]	[略]	[略]	[略]
ロシア（原油 及び石油製品	1	[略]	[略]
	2	[略]	[略]

についてはロシアを原産地とする場合に 限る。)	3	[略]	[略]
	4	7102・10 7102・31 7102・39	ダイヤモンド)三の7の(10) に掲げるものを除く。)
	5	[略]	[略]

第2 [略]

二の二 [略]

三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第三項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、6から8までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(5)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(10)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。

1～6 [略]

7(1)～(9) [略]

(10) ロシアを原産地とするダイヤモンド(関税率表第七一〇二・一〇号、第七一〇二・三二号及び第七一〇二・三九号に掲げるもの

についてはロシアを原産地とする場合に 限り、ダイヤ モンドについ てはロシアを 船積地域とす る場合に限る。)	3	[略]	[略]
	4	7102・10 7102・31 7102・39	ダイヤモンド
	5	[略]	[略]

第2 [略]

二の二 [略]

三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第三項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、6から8までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(5)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(10)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。

1～6 [略]

7(1)～(9) [略]

[新設]

に限る。)であつて、一個あたりの重量が1カラット未満のものを輸入しようとする者は、別に定めるところにより、経済産業大臣の確認を受けなければならない。

8 (1)〜(7) 「略」

(8) ダイヤモンド（関税率表第七一〇二・一〇号、第七一〇二・二一号及び第七一〇二・三一号に掲げる貨物に該当し、かつ、その容器又は包装が開いていないものであつて、その容器又は包装に開かれた跡がないものに限る。ただし、中央アフリカを原産地又は船積地域とするもの、二の表の「海」に基づき二号承認を受けるべきもの及び7の(10)に基づき経済産業大臣の確認を受けるべきものであつてその確認を受けていないものを除く。)については、平成十四年十一月五日にインターラーケンで採択されたダイヤモンド原石の国際証明制度に基づき船積地域に係る国又は地域において発行されたキンバリー・プロセス証明書（当該証明書に係るダイヤモンドが当該制度に基づき取り扱われたものであることを証する書類をいう。）

(9)・(10) 「略」

備考表中の「」は注記である。

附則

この告示は、令和六年五月十日から施行する。ただし、この告示の施行前に輸入に係る契約を行った者がその契約に基づいてする輸入については、施行の日から起算して三月を経過した日までは、なお従前の例による。

8 (1)〜(7) 「略」

(8) ダイヤモンド（関税率表第七一〇二・一〇号、第七一〇二・二一号及び第七一〇二・三一号に掲げる貨物に該当し、かつ、その容器又は包装が開いていないものであつて、その容器又は包装に開かれた跡がないものに限る。ただし、中央アフリカを原産地又は船積地域とするものを除く。)については、平成十四年十一月五日にインターラーケンで採択されたダイヤモンド原石の国際証明制度に基づき船積地域に係る国又は地域において発行されたキンバリー・プロセス証明書（当該証明書に係るダイヤモンドが当該制度に基づき取り扱われたものであることを証する書類をいう。）

(9)・(10) 「略」